

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 2 号

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会事務局規則（昭和32年名古屋市教育委員会規則第 9 号）
の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 2 条 事務局に次の部及び課を置く。 総務部 （略） 人権教育課 （略） <u>教務部</u> <u>教職員課</u> <u>学事課</u>	第 2 条 事務局に次の部及び課を置く。 総務部 （略） 人権教育課 <u>教育D X推進課</u> （略） <u>人事部</u>

新しい学校づくり推進部 (略) 子ども応援課 教育支援部 (略) <u>学校DX推進課</u> 学校保健課 (略) 第3条 前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務部 総務課 (1)～(4) (略) <u>(5) 事務局及び学校その他の教育機関の職員（教職員（校長（園長を含む。））、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、実習助手、学校事務職員、学校栄養職員、業務士（学校に勤務する者に限る。）及び調理員をいう。以下同じ。）を除く。）の人事、福利厚生及び諸給与支払に関すること。</u> <u>(6)</u> (略) (略) 人権教育課 (略)	<u>人事課</u> <u>教職員課</u> <u>教職員研修・採用課</u> 新しい学校づくり推進部 (略) 子ども応援課 <u>教育相談課</u> 教育支援部 (略) 学校保健課 <u>学事課</u> (略) 第3条 前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務部 総務課 (1)～(4) (略) <u>(5)</u> (略) (略) 人権教育課 (略) <u>教育DX推進課</u> <u>(1) 情報化施策の総合的な企画及び推進に関すること。</u> <u>(2) 情報化の専門的及び技術的な調査研究に関すること（他の部の主管に属することを除く。）。</u> <u>(3) 情報化の推進に必要な情報の収集及び提供に関すること。</u> <u>(4) 情報教育等に関する研修の企画に関</u>
--	--

(略)

教務部

教職員課

(1) 教職員の人事に関すること（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。

(2) 学校の組織編制に関すること。

(3) 教職員の給料（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）第4条に規定するものをいう。）の決定に関すること。

(4) 学校事務センターに関すること（学事課の主管に属することを除く。）。

(5) 教職員の安全管理及び衛生管理に関すること。

(6) 教職員の福利厚生に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の課の主管に属しない事務に関すること。

学事課

(1) 学校事務の指導に関すること。

(2) 学校運営費に関すること。

(3) 学校事務に係る事務局内事務の連絡調整に関すること。

(4) 教材及び教具その他の設備の整備に関すること。

(5) 学校事務センターに関すること（学事課の主管に属することに限る。）。

(6) 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに児童・生徒及び幼児の入学、転学及び退学の事務手続に関すること。

(7) 就学援助及び就学奨励に関すること。

(8) 私立学校に関すること。

すること（他の部の主管に属することを除く。）。

(5) 教育情報システムの運用管理に関すること。

(略)

人事部

人事課

新しい学校づくり推進部
(略)
子ども応援課
(略)

(1) 事務局及び学校その他の教育機関の職員（教職員（教員（校長（園長を含む。））、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。以下同じ。））、講師、実習助手、学校事務職員、学校栄養職員、業務士（学校に勤務する者に限る。）及び調理員をいう。以下同じ。）を除く。）の人事、福利厚生及び諸給与支払に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の課の主管に属しない事務に関すること。

教職員課

(1) 教職員の人事に関すること（他の部課の主管に属することを除く。）。

(2) 学校の組織編制に関すること。

(3) 教職員の給料（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）第4条に規定するものをいう。）の決定に関すること。

(4) 学校事務センターに関すること（学事課の主管に属することを除く。）。

(5) 教職員の安全管理及び衛生管理に関すること。

(6) 教職員の福利厚生に関すること。

教職員研修・採用課

(1) 教職員の研修（他の部課の主管に属するものを除く。）に関すること。

(2) 教員採用選考に関すること。

(3) 教育センターに関すること。

新しい学校づくり推進部

(略)

子ども応援課

(略)

教育相談課

(1) 児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）に対する教育相談に関すること（他の部課の主管に属することを除く。）。

教育支援部

義務教育課

(1)～(6) (略)

(7) 教育センター及び野外教育センター
に関すること。

(8) (略)

(略)

学校D X推進課

(1) 学校における情報化施策の総合的な
企画及び推進に関すること。

(2) 学校における情報化の専門的及び技
術的な調査研究に関すること（他の部
課の主管に属することを除く。）。

(3) 学校における情報化の推進に必要な
情報の収集及び提供に関すること。

(4) 情報教育等に関する研修の企画に関
すること（他の課の主管に属すること
を除く。）。

(5) 教育情報システムの運用管理に関す
ること。

学校保健課

(略)

(2) 特別な支援を必要とする児童等に対
する検査に関すること。

(3) 教職員に対する相談に関すること
（他の部課の主管に属することを除
く。）。

教育支援部

義務教育課

(1)～(6) (略)

(7) 野外教育センターに関すること。

(8) (略)

(略)

学校保健課

(略)

学事課

(1) 学校事務の指導に関すること。

(2) 学校運営費に関すること。

(3) 学校事務に係る事務局内事務の連絡
調整に関すること。

(4) 教材及び教具その他の設備の整備に
関すること。

(5) 学校事務センターに関すること（学
事課の主管に属することに限る。）。

(6) 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに
児童等の入学、転学及び退学の事務手
続に関すること。

(略)

第6条 事務局に教育次長、学校づくり推進監、部に部長、課に課長、別に定めるところにより課に課長補佐を置く。

2 第9条に規定するところにより、事務局に担当局長又は担当部長、部に担当課長を置く。

3・4 (略)

第7条 (略)

2 学校づくり推進監は、上司の命を受けて学校教育に関する施策に係る重要事項の企画及び調整を行い、教務部、新しい学校づくり推進部及び教育支援部並びに教育センター及び学校の所属職員を指揮監督する。

第9条 第6条第2項に規定する担当局長の分担事項及びその数は、次表のとおりとする。

<u>表示する 分担事項</u>	<u>分担事項の細目</u>	<u>担当局長の 数</u>
<u>学校教育調整</u>	1 <u>学校教育に係る調整に関すること。</u>	1
	2 <u>教育長の指定する学校教育に係る特命事項の処理に関すること。</u>	

2 担当局長は、上司の命を受けて分担事項を総括し、教育長の指定する職員を指揮監督する。

3 第6条第2項に規定する担当部長の分担事項及びその数は、次表のとおりとする。

(7) 就学援助及び就学奨励に関すること。

(8) 私立学校に関すること（幼稚園教育の振興に係る助成及び小学校就学前の子どもに係る子ども・子育て支援新制度に関することを除く。）。

(略)

第6条 事務局に教育次長、部に部長、課に課長、別に定めるところにより課に課長補佐を置く。

2 第9条に規定するところにより、事務局に担当部長、部に担当課長を置く。

3・4 (略)

第7条 (略)

第9条

第6条第2項に規定する担当部長の分担事項及びその数は、次表のとおりとする。

表示する 分担事項	分担事項の細目	担 当 部 長 の 数
<u>学校教育調整</u>	<u>1 学校教育に係る調整に関すること。</u> <u>2 教育長の指定する学校教育に係る特命事項の処理に関すること。</u>	<u>2</u>
<u>子ども応援委員会</u>	1 子ども応援委員会制度に係る総合調整に関すること。 2 (略)	(略)
(略)		

4 (略)

5 第6条第2項に規定する担当課長を置く部、その分担事項及びその数は、次表のとおりとする。

担当課長を置く部	表示する 分担事項	分担事項の細目	担 当 課 長 の 数
総務部	(略)		
	子どもいきいき学校づくり	(略)	<u>4</u>
	橘小学校等複合化整	(略)	

表示する 分担事項	分担事項の細目	担 当 部 長 の 数
<u>教職員育成等</u>	<u>1 教職員の研修に係る総合調整に関すること。</u> <u>2 教員の採用に係る総合調整に関すること。</u>	<u>1</u>
<u>子ども応援</u>	1 子ども応援委員会その他の教育相談事業に係る総合調整に関すること。 2 (略)	(略)
(略)		

2 (略)

3 第6条第2項に規定する担当課長を置く部、その分担事項及びその数は、次表のとおりとする。

担当課長を置く部	表示する 分担事項	分担事項の細目	担 当 課 長 の 数
総務部	(略)		
	子どもいきいき学校づくり	(略)	<u>5</u>
	橘小学校等複合化整	(略)	

	備事業 の推進				備事業 の推進		
	給食調理場の環境整備の推進	1 給食調理場の環境整備の推進に関する <u>こと。</u>	1				
	教務部	人事・ 服務等	1 教育長の指定する教職員の人事に関する <u>こと。</u> 2 教職員の服務及び内部統制に関する <u>こと。</u> 3 教職員に関する人事・服務制度の調査研究に関する <u>こと。</u> 4 教職員の組織する職員団体に関する <u>こと。</u> 5 学校事務（学事課の主管に属することを除く。）の改革推進に関する <u>こと。</u>	1			
	定数・ 給与等	1 教職員の定数・配置に関する教育施策の企画及び調整に関する <u>こと。</u> 2 教職員の給与その他の勤務条件に関する <u>こと（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。</u> 3 教職員に関する定数・給与制度の調査研究に関する <u>こと。</u>	1				
				人事部	倫理意識の向上	1 職員の倫理意識の向上に関する <u>こと。</u> 2 教職員の服務及び内部統制に関する <u>こと。</u>	1
					定数・	1 教職員の定数・配	1

					給与等	<u>置に関する教育施策の企画及び調整にすること。</u> 2 教職員の給与その他の勤務条件にすること（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。 3 教職員に関する定数・給与制度の調査研究にすること。	
					教員人事制度改革	1 教員及び講師の人事における事務及び制度の見直しにすること。 2 教育長の指定する教職員の人事にすること。 3 教職員に関する人事制度の調査研究にすること。 4 教職員の組織する職員団体にすること。 5 学校事務（学事課の主管に属することを除く。）の改革推進にすること。	2
					教職員研修	1 教職員の研修にすること。	1
					教員採用	1 教育長の指定する教員採用選考にすること。	1
新しい学校づくり推進部	(略)				新しい学校づくり推進部	(略)	
	教育相談体制	(略)			教育相談体制	(略)	
	夜間中学校	1 夜間中学校にすること。	1				
		2 安全安心な居場所づくりに関すること。					

					不登校児童生徒支援に係る企画調整	1 不登校児童生徒支援に係る企画及び調整に関すること。	1
	(略)				(略)		
教育支援部					児童生徒支援等	1 児童生徒への支援に係る特命事項の処理に関すること。	1
	(略)				(略)		
	高等学校改革の推進	(略)			高等学校改革の推進	(略)	
	給食調理場の環境改善	1 給食調理場の環境改善に係る企画及び調整に関すること。	1		給食のあり方検討	1 学校給食のあり方検討に係る企画及び調整に関すること。 2 給食調理場の環境改善に係る企画及び調整に関すること。	1
(略)					(略)		
6 (略)					4 (略)		

附 則

- この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 名古屋市学校事務センター規則（平成29年名古屋市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（所管） 第 2 条 名古屋市学校事務センター（以下「センター」という。）は、 <u>教務部</u> の所管とする。	（所管） 第 2 条 名古屋市学校事務センター（以下「センター」という。）は、 <u>人事部</u> の所管とする。

(組織) 第4条 (略) 2 センターの分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) 教職員の給料その他の給付に関する こと(教務部教職員課の主管に属する ものを除く。) 3・4 (略) (勤務時間の特例等) 第5条 (略) 2 (略) 3 職員の勤務時間の割振りは、所長にあ っては<u>教務部長</u>、その他の職員にあって は所長が定める。 4 (略)	(組織) 第4条 (略) 2 センターの分掌事務は、次のとおりと する。 (1)～(4) (略) (5) 教職員の給料その他の給付に関する こと(<u>人事部</u>教職員課の主管に属する ものを除く。) 3・4 (略) (勤務時間の特例等) 第5条 (略) 2 (略) 3 職員の勤務時間の割振りは、所長にあ っては<u>人事部長</u>、その他の職員にあって は所長が定める。 4 (略)
---	---

3 名古屋市教育センター処務規則(昭和56年名古屋市教育委員会規則第15号)
の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
(組織) 第2条 センターに次の組織を置く。 (略) <u>研究調査部</u> <u>教育相談部</u> 2 センターの分掌事務は、次のとおりと する。 (略) 研修部 (1) 教職員の研修の実施(<u>研究調査部及 び教育相談部の主管に属するものを除 く。)</u>に関すること。 (2) <u>教育研究員の指導に関すること。</u>	(組織) 第2条 センターに次の組織を置く。 (略) 2 センターの分掌事務は、次のとおりと する。 (略) 研修部 (1) 教職員の研修の実施に関すること。 (2) <u>図書等の閲覧に関すること。</u> (3) <u>教育関係機関との連絡及び協力に関</u>

別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒並びにその保護者に対する教育相談及び専門的な支援の業務に従事する者の項及び名古屋市の教育資料及び教育に関わる事項の調査研究に関する業務に従事する者の項を削り、同表図書
の整備計画、管理及びレファレンスサービス並びに教育に関する情報の調査、
収集及びデータベース作成に関する業務に従事する者の項中「並びに教育に
関する情報の調査、収集及びデータベース作成」を削る。

4 教育長等専決規則（昭和31年名古屋市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第1条 （略） 2・3 （略） 4 教育長は、専決事項の一部を教育次長、 <u>学校づくり推進監</u> 、部長、課長、公所の長その他の職員に代決させることができる。	第1条 （略） 2・3 （略） 4 教育長は、専決事項の一部を教育次長、部長、課長、公所の長その他の職員に代決させることができる。
第2条 （略） 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の教育次長について準用する。この場合において、同条第2項から第4項までの規定中「教育長」とあるのは「教育次長」と、「教育次長、 <u>学校づくり推進監</u> 、部長、課長、公所の長その他の職員」とあるのは「 <u>学校づくり推進監</u> 、部長、課長、公所の長その他の職員」と読み替えるものとする。	第2条 （略） 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の教育次長について準用する。この場合において、同条第2項から第4項までの規定中「教育長」とあるのは「教育次長」と、「教育次長、部長、課長、公所の長その他の職員」とあるのは「部長、課長、公所の長その他の職員」と読み替えるものとする。
第3条 前条第1項の場合において、教育次長が欠けたとき又は教育次長に事故があるときは、専決事項について、 <u>学校づくり推進監</u> が専決することができる。	第3条 前条第1項の場合において、教育次長が欠けたとき又は教育次長に事故があるときは、専決事項について、 <u>鶴舞中央図書館長、主管の部長又はこれに相当する職にある者（以下「部長等」という。）</u> が専決することができる。
2 第1条第2項から第4項までの規定は、前項の <u>学校づくり推進監</u> について準用する。この場合において、同条第2項から	2 第1条第2項から第4項までの規定は、前項の <u>部長等</u> について準用する。この場合において、同条第2項から第4項まで

第4項までの規定中「教育長」とあるのは「 <u>学校づくり推進監</u> 」と、「教育次長、 <u>学校づくり推進監</u> 、部長、課長、公所の長その他の職員」とあるのは「部長、課長、公所の長その他の職員」と読み替えるものとする。	の規定中「教育長」とあるのは「 <u>部長等</u> 」と、「教育次長、部長、課長、公所の長その他の職員」とあるのは「課長、公所の長その他の職員」と読み替えるものとする。
--	---

5 教職員安全衛生管理規則（昭和60年名古屋市教育局規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（主任総括安全衛生管理者等の設置） 第4条 （略） 2 主任総括安全衛生管理者は教育長の職にある者を、副主任総括安全衛生管理者は <u>教務部</u> 教職員課長の職にある者を、学校総括安全衛生管理者は学校の長の職にある者をもって充てる。	（主任総括安全衛生管理者等の設置） 第4条 （略） 2 主任総括安全衛生管理者は教育長の職にある者を、副主任総括安全衛生管理者は <u>人事部</u> 教職員課長の職にある者を、学校総括安全衛生管理者は学校の長の職にある者をもって充てる。